

国際通貨研レポート



Institute for International Monetary Affairs (IIMA)

公益財団法人 国際通貨研究所

為替操作へのより踏み込んだ監視を表明した第二次トランプ政権 ～2025 年 6 月版米財務省為替報告書～

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員
橋本 将司
masashi_hashimoto@iima.or.jp

目次

<要旨>	2
<本文>	2
1. 米財務省が 2025 年 6 月版為替報告書を発表	2
2. 2025 年 6 月版為替報告書の内容	3
(1) 全体の概要	3
(2) 冒頭の要旨における注目すべき記述	4
① 貿易相手国の過去の為替操作による米国への継続的な打撃に言及	5
② スムージング・オペを隠れ蓑にした自国通貨高抑制を厳しく監視	5
③ 為替レートのみスアライメントの分析・監視	6
④ 為替介入以外の政策の監視と為替操作に対する対抗策	6
(3) 主な監視対象国に関する個別の内容	6
① 日本	6
② 中国	7
③ 韓国	8
④ 台湾	9
3. まとめ	10

＜要旨＞

- 2025 年 6 月版米財務省為替報告書では、引き続き為替操作国への指定は無し。監視対象国には日本を含めて 9 カ国が指定された。日本は為替操作については引き続き問題視されていないが、日銀の金融政策への言及から、米財務省が近年のドル高円安は行き過ぎで是正されるべきと考えていることが、暗に示された形となった。
- 今回の為替報告書では、為替操作国・監視対象国の指定に関しては、大きな変化は無かった一方、貿易相手国の為替操作については、今後従来以上に厳しく監視する方針が示された。特に為替市場におけるスミージング・オペレーション、資本規制、マクロ・プルーデンス規制、公的機関の対外投資などを装った事実上の通貨高抑制策など、これまでは見逃されていたかもしれない手法も含めて、監視を強めるとした。また、為替レートの変動幅（適正水準からの乖離）についても分析・監視を強化する模様だ。
- 次回以降の為替報告書では、こうした分析面で何か進展があるかは、注意しておきたい。但し、個別通貨に対する踏み込んだ具体的な指摘が、特に最近のような市場環境ではドル相場の不安定化・急落につながるリスクもあり、やはり慎重に行われるかもしれない。むしろ隠れた為替操作への牽制により、貿易相手国によるそうした慣行の自制を促し、市場メカニズムによる自然な為替レートの調整が進むことを期待している面もあろう。今回為替報告書の記述に大きな変化は無かったものの、水面下でそうした問題点・課題について、協議が行われている可能性もあり得よう。

＜本文＞

1. 米財務省が 2025 年 6 月版為替報告書を発表

6 月 5 日、米財務省は第二次トランプ政権の下で最初の為替報告書（*Macroeconomic and Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States*）¹を公表した。同報告書は、米国の主要な貿易相手国が、効果的な国際収支の調整を阻害したり、国際貿易上の競争的優位を不公正に得るために、当該国通貨の対ドル為替レートを操作していないかについて、為替政策のみならず、関連するマクロ経済政策や制度も含めて検証。これに該当する相手国を「為替操作国」に指定し、最終的に関税賦課など制裁措置も視

¹ [Macroeconomic and Foreign Exchange Policies of Major Trading Partners of the United States June 2025](#)

野に政策の是正を要求する。年 2 回、通常 4 月と 10 月に米議会向けに報告すると同時に一般にも公開される。発表のタイミングは、その時の情勢に応じて遅れることもあり、今回は前回 2024 年 11 月版から約 7 ヶ月後の公表となった。

本報告書は、当初 1988 年法 (Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988, Sec.3004) に基づき行われていたが、その後オバマ政権時代に 2015 年法 (Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015) が制定され、現在はこれら 2 つの法律に基づき行われている。1988 年法では、客観的な基準はなく定性的な判断で為替操作国の指定が行われる。2015 年法では、為替操作国指定の対象となる米国にとっての「主要貿易相手国」の基準と、その中から為替操作国を指定する 3 つの客観基準が導入された。その後一部が第一次トランプ政権時代に対象を拡大する方向で修正されていたが、バイデン政権時代の 2021 年 12 月版為替報告書で、一部それを元に戻すなど再度修正された。

現在の「主要貿易相手国」の基準は、米国との財・サービスの貿易総額の上位 20 カ国、為替操作国指定の 3 つの客観基準は、①基準日から過去 12 ヶ月間の対米財・サービス貿易黒字額が 150 億ドル以上、②基準日より過去 12 ヶ月間の経常収支対名目 GDP 比率が 3%以上、③ネット外貨買い自国通貨売り為替介入が過去 12 ヶ月中少なくとも 8 ヶ月に亘って行われ、かつその実施額が GDP の 2%以上、となっている。

為替操作国指定の 3 つの客観基準全てに該当した場合に、原則為替操作国として指定されることになっているが、バイデン政権では、3 つの基準に抵触しても米当局が当該国と協議するとして、最終的な為替操作国への指定は全て見送られていた。尚、この 2015 年法の 3 つの基準に抵触しない場合でも、1988 年法に基づく定性的な判断により為替操作国に指定されることもあり得る。実際、第一次トランプ政権時代の 2019 年 8 月に中国を為替操作国に指定した際は、1988 年法による定性判断に基づくものであった。

2015 年法の 3 つの基準のうち、いずれか 2 つに該当する国は、監視対象国に指定され、為替操作国予備軍として検証の対象となる。一度監視対象国に指定されると、2 つの基準に抵触しなくなっても、一過性でないことの確認のため、少なくとも 1 回の為替報告書では監視対象国に指定される。さらに 2 つの基準に抵触しない場合でも、対米貿易黒字が他国に比べて著しく多額であるなど、監視が必要と判断された場合も監視対象国に指定される。後でみるように、中国はこうした理由により監視対象国となっている。

2. 2025 年 6 月版為替報告書の内容

(1) 全体の概要

今回の為替報告書は、基準日の 2024 年 12 月から過去 12 ヶ月のデータが基本的に検

証の対象となる。前回 2024 年 11 月版報告書に続き、3 つの基準全てに抵触した国は無く、為替操作国に指定された国も無かった（第 1 図）。

第 1 図：米国の主要貿易相手国と為替操作国・監視対象国（2025 年 6 月版為替報告書）

主要貿易相手国	為替市場介入		経常収支 対 GDP 比率 (%)	対米財・サービス 貿易黒字額 (10 億ドル)	為替操作国	監視対象国
	ネット外貨買い介入額 対 GDP 比率 (%)	ネット外貨買い介入が 過去 12 か月中 8 か月以上				
メキシコ	0.0	No	-0.3	169		
カナダ	0.0	No	-0.5	28		
中国	0~-0.9	No	2.3	264		○
英国	0.0	No	-2.6	-15		
ドイツ	0.0	No	5.7	89		○
日本	-2.5	No	4.8	64		○
韓国	-0.6	No	5.3	55		○
アイルランド	0.0	No	17.2	25		○
インド	-2.2	No	-0.8	46		
台湾	-2.1	No	14.2	74		○
スイス	0.1	Yes	5.0	17		○
オランダ	0.0	No	9.9	-73		
フランス	0.0	No	0.4	21		
ベトナム	-1.8	No	6.1	122		○
シンガポール	5.3	Yes	17.5	-30		○
イタリア	0.0	No	1.2	48		
ブラジル	-1.8	No	-2.8	-29		
オーストラリア	-0.1	No	-1.9	-34		
タイ	0.5	No	2.1	45		
マレーシア	-2.1	No	1.4	23		
(参考) ユーロ圏	0.0	No	2.8	134		

(注1) 各データは、基準日の 2024 年 12 月までの過去 12 か月間。赤字はその項目が為替操作国指定の基準に抵触していることを示す。

(注2) 主要貿易相手国は、対象期間の対米財・サービス貿易総額(輸出+輸入)の多い順。

(注3) 中国の為替介入データは米財務省による推計。ベトナム、タイ、マレーシアの為替介入データは各当局が米財務省に個別に開示したデータ。

(資料) 米財務省為替報告書 2025 年 6 月版

監視対象国は、前回 2024 年 11 月版で指定されていた、中国、日本、韓国、ドイツ、台湾、シンガポール、ベトナムの 7 カ国に加え、今回新たにアイルランドとスイスが加えられ、9 カ国となった。

(2) 冒頭の要旨における注目すべき記述

第二次トランプ政権発足後、最初となった今回の為替報告書では、冒頭の要旨(Executive Summary)において、今後の基本方針などが改めて説明された。まずトランプ政権は、米国の再活性化を促進するための経済・貿易政策の一環として、貿易赤字の

縮小や貿易相手国による不公正な貿易慣行への対抗を目指すとし、これには為替市場への不当な介入など、競争的な優位を狙った不公正な為替慣行への対抗が含まれると指摘。財務長官は、こうした為替操作に対する監視と対抗を常に怠らず、貿易不均衡・不公正な貿易慣行につながる貿易相手国によるその他のマクロ経済政策なども調査するとした。その上で、今後の貿易相手国の通貨政策の監視に関する方針について、以下の通りいくつかの注目すべき記述があった。

① 貿易相手国の過去の為替操作による米国への継続的な打撃に言及

過去数十年の貿易相手国による不公正な為替慣行が、米国の貿易赤字につながり、製造業の雇用を空洞化させて来たと指摘。近年は貿易相手国による為替介入の規模や持続度合いは低減しているものの、過去の為替操作の結果によるサプライチェーンや関連する雇用の米国外への流出や基幹的な製造業の喪失などはそのまま続いており、米国にとっての打撃は継続しているという、履歴効果に言及している。これは受け取り様によっては、現状貿易相手国が為替操作を行っていないくても、米国が過去の慣行による打撃を回復する権利を留保していると述べているようにも読める。バイデン政権下の為替報告書ではこうした趣旨の記述は無く、第一次トランプ政権でも、不公正な為替慣行による米国への打撃はしばしば長期に及ぶとの記述はあったが、今回はより踏み込んだ記述となっていた。

② スムージング・オペを隠れ蓑にした自国通貨高抑制を厳しく監視

今回の為替報告書は、近年ドルが歴史的な平均値から高い水準で推移しており、他の通貨には持続的な増価圧力がみられて来なかったことに言及し、今後貿易相手国が為替操作を行っていないか緊密に監視するとしている。そしてその際、為替レート of 過度な変動を緩和するスムージング・オペレーションを行っている国のケースでは、為替介入が自国通貨買い方向と売り方向で対称的に行われているかも緊密に監視するとしている。市場規模が小さく完全に自由な為替レートの変動を許容すると、変動が非常に大きくなり経済に無視できない悪影響が及ぶ新興国などに対しては、経済政策上の要請による為替市場介入は許容するという現実的な対応は示している。但し、それを隠れ蓑に不公正に自国通貨高を抑制するような慣行は、これまで必ずしも十分に監視されて来なかった可能性もあり、厳しく監視・牽制する模様だ。

③ 為替レートの変動要因の分析・監視

為替レートは様々な要因の影響を受けて変動するものであり、状況によっては、適正な水準からの乖離、いわゆる「為替レートの変動要因の分析・監視」につながることもあるとしている。その結果、経済の対内・対外不均衡をもたらすと指摘。米財務省は、各国の政策が為替レートの変動要因の分析・監視につながるにつなっていないか、注意深く監視するとしている。また、こうした為替レートの変動要因の分析・監視を生む政策や不均衡を解決するための包括的な方法を開発するために、貿易相手国の当局と協同することも考えていると述べている。今後各国の財政・金融政策を始め、様々な政策に議論が及ぶ可能性があるものと言えよう。これまでの為替報告書でも、為替レートの変動要因の分析・監視に言及していたことはあったが、貿易相手国の当局との協同による解決策模索について言及されたことは、少なくとも第一次トランプ政権以降では無かった。

④ 為替介入以外の政策の監視と為替操作に対する対抗策

今後、貿易相手国の通貨政策・慣行の分析を強化するに当たっては、まず既述の通り、表面上は過度な為替レートの変動を均すためのスモーキング・オペレーションを装っているが、実態は自国通貨高抑制を含むような慣行を厳しく監視するとしている。またその他にも、為替介入以外の政策や慣行、例えば資本規制、マクロ・プルーデンス規制、年金ファンドやソブリン・ウェルス・ファンドなど中央銀行以外の公的主体による海外資産投資が、事実上自国通貨高抑制に割り当てられていないかも、厳しく監視するとしている。そして、為替操作が認定された場合の対抗措置としては、議会より大統領や米通商代表部（USTR）などに与えられた権限に基づいた制裁関税の賦課などが含まれるとしている。

(3) 主な監視対象国に関する個別の内容

① 日本

日本は、前回報告書に続き、対米財・サービス貿易黒字額（640 億ドル）と経常収支対 GDP 比率（4.8%）の 2 つの基準に抵触したため、監視対象国に継続指定された。実質実効為替レートが 50 年来の低水準にあり、近年のドル高円安は日米金利差の拡大や日米の金融政策に対する市場の期待によるものと事実だけを述べ、引き続きこの事実をもって円安が過剰に進行しているなどの評価はみられなかった。

為替介入については、本邦財務省の公表データに基づき、2022 年 9 月～10 月に続き、

2024年4月29日と5月1日に合計9.8兆円、7月11日と12日に合計5.5兆円のドル売り円買い介入を行ったことに言及。その上で、前回までと基本的に同じ表現で、「日本の為替介入は、毎月実施の有無や内容を公表しており透明性を伴って行われている」、「規模が大きく自由に取引が行われている為替市場においては、為替介入は非常に限定的な状況で事前の協議を伴い行われるべき」とし、引き続き特に問題視する記述はなかった。

一方、今回日本については新たな記述が2つあった。まず日銀が、日本の経済成長率やインフレ率などのファンダメンタルズに応じて金融引き締めを継続し、円安ドル高の正常化や必要な日米貿易不均衡の構造的なリバランスを支援すべきとした。最近の大幅な円安は市場で決定されたものではあるものの、「円安ドル高の正常化」が必要としていることから、日銀の金融緩和長期化を遠因とした円相場のミスアライメントの側面があるとみている可能性がある。もちろん日銀はインフレ率2%を目標に金融政策を運営しており、日銀に直接円安是正のための行動を要求している訳ではないが、米財務省が最近のドル高円安は行き過ぎであり是正されるべきと考えていることは、暗に示された形となった。

もう1つ言及があったのは、公的な年金基金など政府系の投資ビークルが、リスク調整後リターンと分散投資の目的で海外投資を行うべきであり、競争目的で為替レートを目標にすべきではないという点だ。これは2014年10月31日に日銀が量的・質的金融緩和の拡大²を行った際に、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が運用基本ポートフォリオにおいて、外国株式・債券の運用比率を高める見直し³を同時に発表したことなどが念頭にありと考えられる。

② 中国

中国は、今回も引き続き、対米財・サービス貿易黒字額（2,640億ドル）の基準にのみ抵触していた。しかし、対米財・サービス貿易黒字額が巨額であることに加え、為替

² 2014年10月31日に日銀はマネタリーベースの年間増加目標を、それまでの60～70兆円から80兆円に増額すると共に、長期国債の保有残高年間増加目標を50兆円から80兆円増額し、買入国債の平均残存年限も7年から7～10年程度に延長した。また、ETF、J-REITの保有残高の年間増加目標についても、それまでの1兆円、300億円から3兆円、900億円に増加させた。ETFについてはJPX日経400に連動するものを新たに買入対象に加えた。

³ 2014年10月31日にGPIFは、基本ポートフォリオの構成割合（レンジの中心値）を国内債券：国内株式：外国債券：外国株式：短期資産＝60%：12%：11%：12%：5%から35%：25%：15%：25%：0%へと、国内債券と短期資産を削減し、国内株式と外国債券、外国株式の割合を増加させる方針を発表し、同日施行した。

介入状況を開示しておらず、為替レート変動メカニズムに関する透明性も著しく低いとの理由から、引き続き監視対象国に指定された。

今回の為替報告書では、中国経済が高い貯蓄率や低水準の個人消費などにみられるように歴史的にみても非常に不均衡なマクロ経済構造となっており、近年の成長率低下により、製造業や輸出への成長の依存度がより高まっていると指摘している。景気対策として消費喚起策などが実施されているが十分ではなく、輸出急増などによる貿易相手国への負の波及効果を抑制するためにも、根本的な経済のリバランスが急務としている。

また、前回までの報告書と同様に中国当局による為替レート管理政策の目的を含む、為替レート変動メカニズムが非常に透明性を欠くと今回の報告書でも指摘した。最近の人民元相場の下落局面で顕著にみられた、毎朝公表される人民元相場基準値の操作や、報道ベースの情報ながら当局の意向に沿った国有銀行による人民元買いなどによる人民元安抑制策をその事例として今回の報告書でも採り上げた。また、報告書の対象である米国の主要貿易相手国の中で、為替介入実績を開示しない異例のケースであると指摘。為替介入額の推計を試みた場合も、中国人民銀行の外貨建て資産の変動に基づく推計と、中国国家外為管理局（SAFE）が公表する銀行経由の外貨販売・購入データに基づく推計が大きく食い違うとして、正確な為替介入データを開示すべきとした。今後たとえ中国の通貨政策が透明性を欠いたままであっても、中国当局が公式あるいは非公式な方法で人民元高を抑制している証拠があれば、米財務省は中国を為替操作国に指定するとしている。

③ 韓国

韓国は、前回報告書に続き、対米財・サービス貿易黒字額（550 億ドル）と経常収支対 GDP 比率（5.3%）の 2 つの基準に抵触したため、監視対象国に継続指定された。2024 年の韓国ウォンの対ドル相場は、11 月の米大統領選を挟んだドル高（トランプ・ラリー）の影響や、韓国内の政治情勢の不透明感などから大局的には下落基調にあったものの、2025 年以降は、ドルが下落に転じたことや、韓国の国内政治情勢が安定化の方向へ向かったことなどから上昇基調に転じたと述べた。

韓国当局による為替介入については、ウォン売り・ウォン買い双方向で行われているようだとし、最近については 2024 年の 4 月や 12 月などに顕著にみられたように、ウォンの下落抑制のためのウォン買い為替介入が多く行われていたとした。介入実績については四半期ごと（1 四半期ラグで）に公開されており、その上で、韓国当局は為替介入

を為替市場が無秩序な状況にあるなど例外的な状況に限定し続けるべき、と今回も指摘した。また、前回同様に韓国国民年金サービス（NPS）の保有する外貨資産が、投資収益や新規投資などにより増加したことに言及すると共に、直近 2024 年 9 月に NPS の事前為替買入枠が月 10 億ドルから 30 億ドルへ拡大されたことに言及した⁴。

5 月初めに行われた米韓通商協議などで、為替問題についても議論されたと報じられたことで、トランプ政権が対米貿易不均衡や経常黒字が大きいアジア諸国に対して、対ドルでの通貨上昇を求めるのではないかとの思惑から韓国ウォンが大きく上昇する場面もみられていたが、為替報告書の韓国に関する記述内容には大きな変化はみられなかった。

④ 台湾

台湾は、前回報告書に続き、対米財・サービス貿易黒字額（740 億ドル）と経常収支対 GDP 比率（14.2%）の 2 つの基準に抵触したため、監視対象国に継続指定された。台湾ドルの対ドル相場は、2024 年は大局的に下落基調にあったが、2025 年の 5 月 2 日～5 日にかけて、1980 年代以来となる 2 日間で約 7% の急激な上昇がみられたことを指摘した。急上昇の原因としては、台湾の輸出企業の本国送金や海外機関投資家のポートフォリオ資金流入に加え、現地の祝日に伴う市場流動性の低下が台湾ドルの急上昇に拍車をかけたとした。

台湾の中央銀行の通貨政策は、管理フロート制を維持し、為替レートは原則市場で決定されるが、秩序ある為替市場を維持するための柔軟性も維持する、としていることを指摘。為替介入実績は半年ごと（3 ヶ月ラグ）に公開されており、2024 年は台湾ドルの下落圧力の抑制のために、台湾ドル買い為替介入が行われていたとした。前回同様、台湾当局は為替介入を制限し、ファンダメンタルズに沿った為替変動を許容するべきと述べられていた。

韓国と同様に、米国との通商協議において、台湾ドル高を容認する方向へ政策修正が行われるのではとの思惑から、上述の通り 5 月以降台湾ドルが大きく上昇する場面もみられていたが、為替報告書の台湾に関する記述内容には大きな変化はみられなかった。

⁴ NPS が海外資産へ投資する際のローカル外為市場でのドル資金調達を分散させる機会を増やし、取引金額が大きい NPS によるドル資金調達のローカル外為市場へのインパクトを軽減することが目的とされている。

3. まとめ

今回の為替報告書では、為替操作国・監視対象国の指定に関しては、大きな変化はなかった。一方で、貿易相手国の為替操作については、今後従来以上に厳しく監視する方針を示すものであった。2025年6月16日付国際通貨研レポート「トランプ政権はドル安誘導を目指すのか?～「ミラン論文」も踏まえたトランプ政権の狙いと通貨政策の位置付け～」⁵でも指摘したように、トランプ政権の経済政策の司令塔であるベッセント財務長官は、市場で決定される為替レートを基本的に尊重し、全ての通貨に対する人為的なドル安政策を行うことは考え難い。しかし、市場の調整機能を歪めるような個別の貿易相手国による為替操作（特に自国通貨高抑制）には厳しく対応するようだ。

為替操作には、通常の為替介入だけでなく、為替市場におけるスミージング・オペレーション、資本規制、マクロ・プルーデンス規制、公的機関の対外投資などを装った事実上の通貨高抑制策も含め、監視を強める模様だ。また、為替操作ではないが、何らかのマクロ経済政策の影響もあり市場で決定される為替レートが適正な水準から長期的に乖離して、貿易不均衡などの要因になる為替レートのミスアライメントについても分析・監視を強めるようだ。もっとも、こうした間接的な為替操作などの分析は、これまでも全く行われていなかった訳ではないとみられ、これからすぐにいろいろと発見・指摘するのは容易ではないのではないかと。先般ベッセント財務長官が、国際通貨基金（IMF）は気候変動など新しい分野での活動よりも、世界的な不均衡についての分析・提言など、旧来からのコア業務にもっとリソースを投入すべきと発言したのも、こうした状況を背景としたものであろう⁶。

次回以降の為替報告書では、こうした分析面で何か進展があるかは、注意しておきたい。日本については、可能性はあまり高くないと思われるが、日銀の金融緩和長期化も相俟って近年大幅に進んだ円安が、ミスアライメントとの見方が強まるのか（万一指摘されるのであればどのような根拠で）が1つの注目点であろう。但し、仮にある通貨に対して具体的な指摘が行われると、その通貨がドルに対して大きく上昇する可能性がある。その際、現在第二次トランプ政権の政策を受けて、海外投資家のドル建て資産投資に対するセンチメントが慎重化している兆候もある中、状況次第ではドル相場の不安定化・急落につながるリスクもあるため、やはり言及は慎重に行われるかもしれない。むしろ隠れた為替操作にプレッシャーを与えることにより、貿易相手国自身がそうした慣

⁵ [2025年6月16日付国際通貨研レポート「トランプ政権はドル安誘導を目指すのか?～「ミラン論文」も踏まえたトランプ政権の狙いと通貨政策の位置付け～」](#)

⁶ [Secretary Bessent IMFC-DC Statement | U.S. Department of the Treasury](#)

行を自ら抑制し、市場メカニズムによる自然な為替レートの調整が進むことを期待している面もあろう。その意味では、今回為替報告書の記述に大きな変化は無かったものの、水面下でそうした問題点・課題について、当局間で協議が行われて是正が検討されている可能性も否定できないだろう。尚、仮に米国が貿易相手国の為替操作に対して対抗策を講じる場合は、追加関税が例示されていた。やはり当該通貨高・ドル安誘導といった金融市場を操作する方法はなかなか採用し難いようだ。

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべて御客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2025 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <https://www.iima.or.jp>